第５３号議案

品川区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備および運営の基準に関する条例

上記の議案を提出する。

　令和６年６月２７日

　　　　　　　　　　　　　　　　品川区長　　森　　澤　　恭　　子

品川区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備および運営の基準に関する条例

　（趣旨）

第１条　この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号。以下「法」という。）第１３条第１項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備および運営に関する基準（以下「設備運営基準」という。）を定めるものとする。

　（定義）

第２条　この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

（目的）

第３条　設備運営基準は、区長の監督に属する幼保連携型認定こども園の園児が、明るく衛生的な環境において、素養があり、適切な訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

　（設備運営基準）

第４条　設備運営基準は、この条例に特別の定めがあるもののほか、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成２６年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第１号。以下「府省令」という。）の定めるところによる。ただし、府省令第７条第４項に規定する基準を除く。

　（設備運営基準の向上）

第５条　区長は、設備運営基準を常に向上させるよう努めるとともに、その監督に属する幼保連携型認定こども園に対し、品川区児童福祉審議会条例（令和　　年品川区条例第　　号）第１条に規定する品川区児童福祉審議会の意見を聴いた上で、設備運営基準を超えて、その設備および運営を向上させるように勧告することができる。

２　幼保連携型認定こども園は、設備運営基準を超えて、常にその設備および運営を向上させなければならない。

３　設備運営基準を超えて、設備を有し、または運営をしている幼保連携型認定こども園においては、設備運営基準を理由として、その設備または運営を低下させてはならない。

　（乳児室またはほふく室の面積）

第６条　満２歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる幼保連携型認定こども園の乳児室またはほふく室の面積は、満２歳未満の園児１人につき３．３平方メートル以上でなければならない。

（開園日および開園時間）

第７条　幼保連携型認定こども園における開園日については原則として日曜日および国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日を除いた日とし、開園時間については原則として１１時間とする。

２　前項の開園日および開園時間については、区内における園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、幼保連携型認定こども園の園長がこれを定めるものとする。

　（非常災害対策）

第８条　幼保連携型認定こども園は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を策定し、不断の注意を払い、訓練をするよう努めなければならない。

２　前項の訓練のうち、避難訓練および消火訓練は、少なくとも毎月１回実施しなければならない。

　（委任）

第９条　この条例の施行について必要な事項は、区長が別に定める。

　　　付　則

（施行期日）

１　この条例は、令和６年１０月１日から施行する。

（幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例）

２　この条例の施行の日から令和７年３月３１日までの間は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成２４年法律第６６号）附則第５条に規定する要件を満たした職員を配置しようとする場合においては、当該要件に加え、次に掲げる要件を満たす職員を配置しなければならない。

⑴　学級担任は、教育職員免許法（昭和２４年法律第１４７号）に基づく幼稚園教諭普通免許状を有する者とする。

⑵　教育に係る標準的な１日当たりの時間以外の満３歳以上の園児の保育に直接従事する職員は、６割以上の者が登録（児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第１８条の１８第１項の登録をいう。以下同じ。）を受けた常勤の職員とする。

⑶　満３歳未満の園児の保育に直接従事する職員は、登録を受けた職員とする。

３　１日につき８時間を超えて開園する幼保連携型認定こども園において、開園時間を通じて必要となる職員の総数が、当該幼保連携型認定こども園に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第３１条第１項に規定する利用定員をいう。以下同じ。）に応じて府省令第５条第３項の規定により置かなければならない職員の数を超える場合における同項の表備考第１号に定める者については、当分の間、開園時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、区長が保育教諭と同等の知識および経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第２５条第１項に規定する教育課程に基づく教育に従事してはならない。

４　第４条の規定により適用する府省令第５条第３項の表備考第１号に定める者については、当分の間、１人に限り、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師または看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。この場合において、満１歳未満の園児の数が４人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識および経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって同号に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

５　前項の場合において、当該看護師等は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

６　付則第３項の規定により府省令第５条第３項の表備考第１号に定める者を小学校教諭等免許状所持者、区長が保育教諭と同等の知識および経験を有すると認める者または看護師等をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者、区長が保育教諭と同等の知識および経験を有すると認める者ならびに看護師等の総数は、常時同項の規定により置かなければならない直接従事職員の数の３分の１を超えてはならない。

（幼保連携型認定こども園の設置に係る特例）

７　平成２７年３月３１日において現に幼稚園（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。）を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る府省令第７条第６項の規定の適用については、府省令附則第４条の規定にかかわらず、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 読み替える規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 府省令第７条第６項 | １　乳児室　１．６５平 | １　乳児室又はほふく |
|  | 　方メートルに満２歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積２　ほふく室　３．３平方メートルに満２歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積３　保育室または遊戯室　１．９８平方メートルに満２歳以上の園児数を乗じて得た面積 | 室　３．３平方メートルに満２歳未満の園児数を乗じて得た面積２　保育室又は遊戯室　教育に係る標準的な１日当たりの時間以外について、１．９８平方メートルに満２歳以上の園児数を乗じて得た面積 |

（説明）児童相談所の設置に伴い、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備および運営の基準を定める必要がある。